

22:1 牛とか羊を盗み、これを殺したり、これを売ったりした場合、牛一頭を牛五頭で、羊一頭を羊四頭で償わなければならない。

22:2 ・・もし、盗人が、抜け穴を掘って押し入るところを見つけれ、打たれて死んだなら、血の罪は打った者にはない。

22:3 もし、日が上っていれば、血の罪は打った者にある。・・盗みをした者は必ず償いをしなければならない。もし彼が何も持っていないなら、盗んだ物のために、彼自身が売らなければならない。

22:4 もし盗んだ物が、牛でも、ろばでも、羊でも、生きたままで彼の手の中にあるのが確かに見つかったなら、それを二倍にして償わなければならない。

22:5 家畜に畑やぶどう畑の物を食べさせるとき、その家畜を放ち、それが他人の畑の物を食い荒らした場合、その人は自分の畑の最良の物と、ぶどう畑の最良の物をもって、償いをしなければならない。

22:6 火災を起こし、それがいばらに燃え移り、そのため積み上げた穀物の束、あるいは立穂、あるいは畑を焼き尽くした場合、出火させた者は、必ず償いをしなければならない。

22:7 金銭あるいは物品を、保管のために隣人に預け、それがその人の家から盗まれた場合、もし、その盗人が見つかったなら、盗人はそれを二倍にして償わなければならない。

22:8 もし、盗人が見つからないなら、その家の主人は神の前に出て、彼が隣人の財産に絶対に手をかけなかったことを誓わなければならない。

22:9 すべての横領事件に際し、牛でも、ろ

ばでも、羊でも、着物でも、どんな紛失物でも、一方が、『それは自分のものだ。』と言う場合、その双方の言い分を、神の前に持ち出さなければならない。そして、神が罪に定めた者は、それを二倍にして相手に償わなければならない。

22:10 ろばでも、牛でも、羊でも、またどんな家畜でも、その番をしてもらうために隣人に預け、それが死ぬとか、傷つくとか、奪い去られるとかして、目撃者がいない場合、

22:11 隣人の財産に絶対に手をかけなかったという主への誓いが、双方の間に、なければならない。その持ち主がこれを受け入れるなら、隣人は償いをする必要はない。

22:12 しかし、もしそれが確かに自分のところから盗まれたのなら、その持ち主に償いをしなければならない。

22:13 もしそれが確かに野獣に裂き殺されたのなら、証拠としてそれを持って行かななければならない。裂き殺されたものの償いをする必要はない。

22:14 人が隣人から家畜を借り、それが傷つくか、死ぬかして、その持ち主がいっしょにいなかった場合は、必ず償いをしなければならない。

22:15 もし、持ち主がいっしょにいたなら、償いをする必要はない。しかし、それが質借りの物であったなら、借り賃は払わなければならない。

盗みに対する明確な規定が書かれています。また損害を与えた場合、横領が疑われる場合など、神様は細かな状況によってその規定を定めておられます。私たちも信仰によれば何でも良いという

のではなく、真実と論理にかなった扱いをすることが求められます。またこのように行き届いておられる神様ですから、神様ご自身から知恵をいただいて、争いごとにあたりましょう。

①神のみこころは？（信仰のあり方、希望の約束、愛の満ちしなど）

②どんな思いになりましたか？（感情や願いなど）

③生き方にどう適用しますか？（あなたのどの部分を主は扱おうとしておられますか）

④この世にあって何を実践しますか？

